

マイナ保険証を持っている人には 「資格情報のお知らせ」を交付します

【資格情報のお知らせ】とは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録(申し込み)をした人へ資格情報をお知らせするものです。新しい資格情報のお知らせは7月上旬から順次対象者に郵送しています。

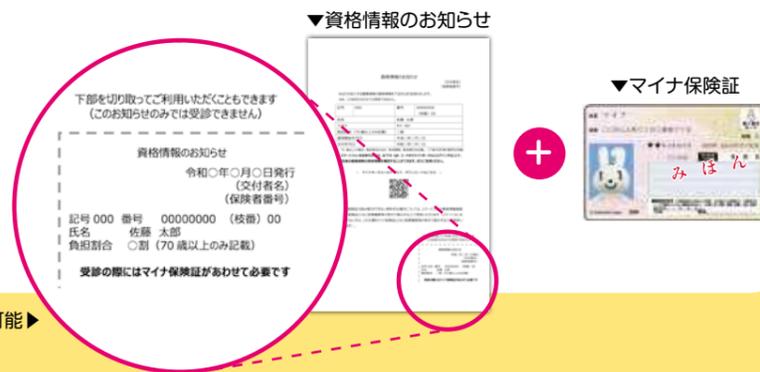
- 氏名、被保険者番号などが記載されています。

70歳以上の人の【資格情報のお知らせ】には、有効期限があります

有効期限が切れる前に、新しい【資格情報のお知らせ】を交付します。

医療機関でマイナ保険証が利用できないときは【資格情報のお知らせ】と一緒に提示してください

マイナ保険証と【資格情報のお知らせ】を一緒に提示すれば、これまでどおり一定の窓口負担で医療を受けることができます。また、【資格情報のお知らせ】の代わりに、スマートフォンでマイナポータルの「健康保険証」情報画面を提示しても同様に医療を受けられます。



切り取って使用可能▶

市の取り組みを活用して健康を維持しよう

1 令和7年度特定健診・後期高齢者健康診査

約1万円の健診を1,000円で受けられます

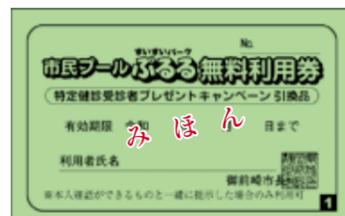
自分の健康状態を知ることは、病気の予防・早期発見につながります。年に1度の健診で健康チェックを習慣にしましょう。40歳～74歳の国民健康保険に加入している人は特定健診が「1,000円」で、後期高齢者医療保険に加入している人は健康診査を「500円」で受診できます！



2 国保・後期の健診受診者に「市民プールぶるる」の無料利用券をプレゼント

600円～800円かかる利用料が無料になります

- 対象者 40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、12月26日(金)までに健診または人間ドックを受診した人
- 引換期間 令和7年7月1日(火)から令和8年1月30日(金)まで
- 引換方法 受診券に同封の応募券に必要事項を記入の上、受診結果または領収書と一緒に市民課国保年金室の窓口にてお申し込みください。



国民健康保険・後期高齢者医療保険の 保険証をお使いの皆さまへ

照会 市民課国保年金室 ☎0537⑤1171

マイナ保険証を持っていない人などには 「資格確認書」を交付します

【資格確認書】とは

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録をしていない人などの被保険者資格を確認するためのものです。これまでの保険者証の代わりに使用でき、保険医療を受けることができます。

新しい資格確認書は、7月上旬から順次対象者に郵送しています。後期高齢者医療保険の人には、全員に資格確認書が交付されます。

- 氏名、被保険者番号、有効期限などが記載されています。

現在使用している保険証などの有効期限は令和7年7月31日です

- 国民健康保険の人：うぐいす色
- 後期高齢者医療保険の人：^{だいたい}オレンジ色

【資格確認書】の有効期間は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までです

次の場合は有効期限が異なります。

- ①70歳になる人：70歳の誕生日の属する月の末日(1日が誕生日の人はその前日)
- ②75歳になる人：75歳の誕生日前日
- ③在留期間が満了になる人：在留期間満了日



マイナンバーカードをまだお持ちでない人へ

照会 市民課 ☎0537⑤1117
支所 ☎0548③6801

職員が申請手続きを補助します！

▼マイナンバーカードの申請

申請者本人が身分証明書を持参するだけで、市民課または支所窓口で写真の撮影から申請までを職員がお手伝いします。

- 持ち物 身分証明書1点
(運転免許証、資格確認証など)
- 所要時間 1人あたり10分～15分
- 受付時間 平日8時15分～17時

▼マイナ保険証の利用登録

申請者本人がマイナンバーカードを持参するだけで、市民課または支所窓口で保険証として利用できるように職員がお手伝いします。

- 持ち物 マイナンバーカード
(4桁の暗証番号をご用意ください)
- 所要時間 1人あたり10分～15分
- 受付時間 平日8時15分～17時